特定小売供給約款変更届出書

2026年９月28日

中国電力株式会社

特定小売供給約款変更届出書

営　計　第15号
2026年９月28日

経済産業大臣　赤　澤　亮　正　殿

広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
代表取締役
社長執行役員　中川賢剛

改正法附則第18条第４項の規定および平成26年改正法附則第16条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第４項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙　電気特定小売供給約款のとおりであります。
実施期日	2026年11月１日

特定小売供給約款変更届出書

営　計　第15号
2026年９月28日

経済産業大臣　赤　澤　亮　正　殿

広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
代表取締役
社長執行役員　中川賢剛

改正法附則第18条第４項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙　電気特定小売供給約款のとおりであります。
実施期日	2026年11月１日

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第25条の規定に基づく添付書類

1　変更を必要とする理由

2　特定小売供給約款の変更の内容および新旧比較表

3　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第19から第22までにより作成した書類

（様式第19）特殊変動額総括表
（様式第19の２）
特殊送配電非関連費明細表
（様式第20）特殊送配電関連費等計算表
（様式第21）特殊原価等集計表
（様式第22）特殊変動費と料金収入の変動分の比較表

1　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、2026年８月24日および2026年９月11日に届出を行った各一般送配電事業者の託送供給等約款の見直しにともない、一般送配電事業者等に支払うべき料金の額の増加に対応すべく新たな料金率を設定することといたしました。

つきましては、改正法附則第18条第４項の規定にもとづき、ここに特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

２　特定小売供給約款の変更の内容
および新旧比較表

特定小売供給約款の変更の内容

改正法附則第18条第４項の規定にもとづき届け出る特定小売供給約款の変更につきましては、託送料金の見直しを料金率に反映するために必要となる変更を行ないました。

新 旧 比 較 表

電気特定小売供給約款（2025 年 4 月 1 日実施）

Ⅰ　総　　則

2　供給約款の届出および変更

（1）　この供給約款は、電気事業法附則第 16 条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第４項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
		C
電力需要	低圧電力	
	臨時電力	
	農事用電力	A
		B
		C

15　定額電灯

（1）　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

（2）　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

（3）　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（4）　料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表２（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は、１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	104 円 50 銭

ロ　電灯料金

（イ）　電灯料金は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電気特定小売供給約款（2026 年 11 月 1 日実施）

Ⅰ　総　　則

2　供給約款の届出および変更

（1）　この供給約款は、電気事業法附則第 18 条第４項の規定~~電気事業法附則第 16 条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第４項の規定~~にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
		C
電力需要	低圧電力	
	臨時電力	
	農事用電力	A
		B
		C

15　定額電灯

（1）　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

（2）　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

（3）　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（4）　料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表２（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は、１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	104 円 50 銭

ロ　電灯料金

（イ）　電灯料金は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電気特定小売供給約款（2025年4月1日実施）	電気特定小売供給約款（2026年11月1日実施）

電気特定小売供給約款（2025年4月1日実施）

10ワットまでの1灯につき	115円38銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	209円20銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	396円92銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	584円61銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	960円00銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	480円07銭

（ロ）　ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ハ）　多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	376円34銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	667円96銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	333円98銭

16　従量電灯

（1）　従量電灯A

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

（イ）　使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

（ロ）　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

（ハ）　定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、（イ）および（ハ）に該当し、かつ、（ロ）の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ　料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場

電気特定小売供給約款（2026年11月1日実施）

10ワットまでの1灯につき	120円29銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	219円00銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	416円53銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	614円02銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,009円02銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	504円58銭

（ロ）　ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ハ）　多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	390円98銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	697円25銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	348円62銭

16　従量電灯

（1）　従量電灯A

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

（イ）　使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

（ロ）　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

（ハ）　定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、（イ）および（ハ）に該当し、かつ、（ロ）の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ　料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場

電気特定小売供給約款（2025年4月1日実施）

合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	１契約につき最初の15キロワット時まで	759円68銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120 キロワット時までの１キロワット時につき	32円75銭
	120 キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	39円43銭
	300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	41円55銭

ホ　その他

当社は、最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

（２）　従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

（イ）　契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

（ロ）　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、（イ）に該当し、かつ、（ロ）の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

（イ）　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表４（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

（ロ）　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、（イ）にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表６（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

電気特定小売供給約款（2026年11月1日実施）

合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	１契約につき最初の15キロワット時まで	983円37銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120 キロワット時までの１キロワット時につき	33円32銭
	120 キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	40円00銭
	300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	42円12銭

ホ　その他

当社は、最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

（２）　従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

（イ）　契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

（ロ）　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、（イ）に該当し、かつ、（ロ）の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

（イ）　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表４（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

（ロ）　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、（イ）にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表６（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

電気特定小売供給約款（2025年4月1日実施）	電気特定小売供給約款（2026年11月1日実施）
ホ　料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 （イ）　基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 契約容量１キロボルトアンペアにつき　447円97銭 （ロ）　電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 最初の120キロワット時までの１キロワット時につき　30円06銭 120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき　36円15銭 300キロワット時をこえる１キロワット時につき　38円02銭	ホ　料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 （イ）　基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 契約容量１キロボルトアンペアにつき　476円18銭 （ロ）　電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 最初の120キロワット時までの１キロワット時につき　30円63銭 120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき　36円72銭 300キロワット時をこえる１キロワット時につき　38円59銭
17　臨時電灯 （１）　臨時電灯Ａ イ　適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ　料金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 総容量が50ボルトアンペアまでの場合　11円94銭 総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合　23円91銭	17　臨時電灯 （１）　臨時電灯Ａ イ　適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ　料金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 総容量が50ボルトアンペアまでの場合　12円37銭 総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合　24円77銭

電気特定小売供給約款（2025年4月1日実施）

総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	23円91銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	239円00銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	239円00銭

ニ　その他

（イ）　当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

（ロ）　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。

（ハ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

（2）　臨時電灯B

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

（イ）　最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

（ロ）　臨時電灯Aを適用できないこと。

ロ　料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	928円93銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	44円93銭

ハ　その他

（イ）　当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

（ロ）　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

（ハ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものといたします。

（3）　臨時電灯C

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサル

電気特定小売供給約款（2026年11月1日実施）

総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	24円77銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	247円67銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	247円67銭

ニ　その他

（イ）　当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

（ロ）　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。

（ハ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

（2）　臨時電灯B

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

（イ）　最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

（ロ）　臨時電灯Aを適用できないこと。

ロ　料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	1,174円60銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	45円55銭

ハ　その他

（イ）　当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

（ロ）　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

（ハ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものといたします。

（3）　臨時電灯C

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサル

電気特定小売供給約款（2025年4月1日実施）	電気特定小売供給約款（2026年11月1日実施）
サービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	サービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
（イ） 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 契約容量１キロボルトアンペアにつき　528円78銭	（イ） 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 契約容量１キロボルトアンペアにつき　593円77銭
（ロ） 電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 １キロワット時につき　41円04銭	（ロ） 電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 １キロワット時につき　41円66銭
ハ その他 （イ） 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 （ロ） 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電灯Ｃを適用いたします。 （ハ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Ｂに準ずるものといたします。	ハ その他 （イ） 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 （ロ） 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電灯Ｃを適用いたします。 （ハ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Ｂに準ずるものといたします。
18 公衆街路灯 （1） 公衆街路灯Ａ イ 適用範囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 ロ 料金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表２（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	18 公衆街路灯 （1） 公衆街路灯Ａ イ 適用範囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 ロ 料金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表２（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
（イ） 需要家料金 需要家料金は、１月につき次のとおりといたします。 １契約につき　99円00銭	（イ） 需要家料金 需要家料金は、１月につき次のとおりといたします。 １契約につき　99円00銭
（ロ） 電灯料金 ａ 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。 10ワットまでの１灯につき　110円16銭 10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき　201円50銭 20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき　384円27銭 40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき　567円01銭 60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき　932円50銭 100ワットをこえる１灯につき 50　466円25銭	（ロ） 電灯料金 ａ 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。 10ワットまでの１灯につき　115円07銭 10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき　211円30銭 20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき　403円88銭 40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき　596円42銭 60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき　981円52銭 100ワットをこえる１灯につき 50　490円76銭

ワットまでごとに	

b　ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ハ）　小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの１機器につき	360円94銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	644円86銭
100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	322円43銭

ハ　その他

（イ）　広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて１需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

（ロ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

（２）　公衆街路灯Ｂ

イ　適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

（イ）　使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が６キロボルトアンペア未満であること。

（ロ）　公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　料金

料金は、その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	１契約につき最初の15キロワット時まで	727円78銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	31円47銭

ハ　その他

（イ）　広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて１需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

（ロ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Ａに準ずるものといたします。

（３）　公衆街路灯Ｃ

イ　適用範囲

ワットまでごとに	

b　ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ハ）　小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの１機器につき	375円58銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	674円15銭
100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	337円07銭

ハ　その他

（イ）　広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて１需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

（ロ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

（２）　公衆街路灯Ｂ

イ　適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

（イ）　使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が６キロボルトアンペア未満であること。

（ロ）　公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　料金

料金は、その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	１契約につき最初の15キロワット時まで	951円47銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	32円04銭

ハ　その他

（イ）　広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて１需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

（ロ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Ａに準ずるものといたします。

（３）　公衆街路灯Ｃ

イ　適用範囲

電気特定小売供給約款（2025年4月1日実施）	電気特定小売供給約款（2026年11月1日実施）
公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。 ロ　契約容量 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。 ハ　料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 （イ）　基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 契約容量1キロボルトアンペアにつき　409円47銭 （ロ）　電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 1キロワット時につき　29円15銭 ニ　その他 （イ）　広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Cを適用することがあります。 （ロ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。	公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。 ロ　契約容量 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。 ハ　料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 （イ）　基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 契約容量1キロボルトアンペアにつき　437円68銭 （ロ）　電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 1キロワット時につき　29円72銭 ニ　その他 （イ）　広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Cを適用することがあります。 （ロ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。
19　低圧電力 （1）　適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。 ロ　1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （2）　供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 （3）　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 （4）　契約電力 イ　契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計	19　低圧電力 （1）　適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。 ロ　1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （2）　供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 （3）　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 （4）　契約電力 イ　契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計

電気特定小売供給約款（2025年4月1日実施）

に（ロ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表６（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、（ロ）の係数を乗じないものといたします。

（イ）　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

（ロ）（イ）によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表６（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

（５）　料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,163円92銭

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	26円80銭	25円51銭

ハ　その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

（６）　その他

変圧器、発電設備、蓄電池等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

20　臨時電力

（１）　適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、

電気特定小売供給約款（2026年11月1日実施）

に（ロ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表６（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、（ロ）の係数を乗じないものといたします。

（イ）　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

（ロ）（イ）によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表６（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

（５）　料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,228円07銭

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	27円20銭	25円91銭

ハ　その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

（６）　その他

変圧器、発電設備、蓄電池等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

20　臨時電力

（１）　適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、

電気特定小売供給約款（2025年4月1日実施）

一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

（2）　契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

（3）　料金

契約電力が、５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ　定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契約電力１キロワット１日につき	295 円 45 銭

ロ　従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は、１月につき 19（低圧電力）（５）イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）（５）イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

（ロ）　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	31 円 30 銭	29 円 82 銭

（4）　その他

イ　当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21　農事用電力

（1）　農事用電力Ａ（かんがい排水需要）

電気特定小売供給約款（2026年11月1日実施）

一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

（2）　契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

（3）　料金

契約電力が、５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ　定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契約電力１キロワット１日につき	314 円 64 銭

ロ　従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は、１月につき 19（低圧電力）（５）イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）（５）イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

（ロ）　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	31 円 77 銭	30 円 29 銭

（4）　その他

イ　当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21　農事用電力

（1）　農事用電力Ａ（かんがい排水需要）

電気特定小売供給約款（2025年4月1日実施）

イ　適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

ハ　料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

（イ）　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、１年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の２月分とし、その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	839円97銭

（ロ）　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	22円61銭	21円68銭

ニ　その他

（イ）　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

（ロ）　お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

（ハ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

（２）　農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

イ　適用範囲

農事用の脱穀調整のために動力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　料金

契約電力が、５キロワット以下の場合は定額制供給とし、５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

（イ）　定額制供給の場合

料金は、１年につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島

電気特定小売供給約款（2026年11月1日実施）

イ　適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

ハ　料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

（イ）　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、１年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の２月分とし、その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	919円89銭

（ロ）　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	23円01銭	22円08銭

ニ　その他

（イ）　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

（ロ）　お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

（ハ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

（２）　農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

イ　適用範囲

農事用の脱穀調整のために動力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　料金

契約電力が、５キロワット以下の場合は定額制供給とし、５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

（イ）　定額制供給の場合

料金は、１年につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島

電気特定小売供給約款（2025年4月1日実施）

ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の 30 日までの次によって算定された金額とし、その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 / 契約使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
最初の30日まで	4,362円88銭	6,629円30銭	11,239円44銭	15,877円74銭	19,482円71銭	23,098円30銭
30日をこえる1日につき	56円03銭	94円85銭	200円41銭	303円85銭	414円84銭	522円60銭

（ロ）　従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）（５）イおよびロによって算定された金額（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものならびに別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、１年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の２月分とし、その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

ハ　その他

（イ）　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30 日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

（ロ）　お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

（ハ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

（３）　農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）

イ　適用範囲

農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用する需要で、契約電力が 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧 200 ボルトまたは交流単相２線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。

ニ　料金

契約電力が、５キロワット以下の場合は定額制供給とし、５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

（イ）　定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が１キロワットの場合の次によっ

電気特定小売供給約款（2026年11月1日実施）

ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の 30 日までの次によって算定された金額とし、その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 / 契約使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
最初の30日まで	4,422円28銭	6,747円50銭	11,476円14銭	16,232円64銭	19,956円11銭	23,690円20銭
30日をこえる1日につき	58円01銭	98円79銭	208円30銭	315円68銭	430円62銭	542円33銭

（ロ）　従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）（５）イおよびロによって算定された金額（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものならびに別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、１年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の２月分とし、その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

ハ　その他

（イ）　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30 日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

（ロ）　お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

（ハ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

（３）　農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）

イ　適用範囲

農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用する需要で、契約電力が 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧 200 ボルトまたは交流単相２線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。

ニ　料金

契約電力が、５キロワット以下の場合は定額制供給とし、５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

（イ）　定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が１キロワットの場合の次によっ

電気特定小売供給約款（2025年4月1日実施）

て算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の 30 日までの次によって算定された金額とし、その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	最初の30日まで	10,622円68銭
	30 日をこえる１日につき	354円08銭

（ロ） 従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）（５）イおよびロによって算定された金額（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものならびに別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の１月分とし、その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

ホ その他

（イ） お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30 日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

（ロ） お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

（ハ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

附　　則

1　この供給約款の実施期日

この供給約款は，2025年４月１日から実施いたします。

電気特定小売供給約款（2026年11月1日実施）

て算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の 30 日までの次によって算定された金額とし、その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	最初の30日まで	10,842円88銭
	30 日をこえる１日につき	361円42銭

（ロ） 従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）（５）イおよびロによって算定された金額（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものならびに別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の１月分とし、その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

ホ その他

（イ） お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30 日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

（ロ） お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

（ハ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

附　　則

1　この供給約款の実施期日

この供給約款は、2026~~5~~年 11~~4~~月１日から実施いたします。

３　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第19から第22までにより作成した書類

様式第19（第22条第２項関係）

特殊変動額総括表

（単位：千円）

	項　　目	変　動　金　額	備　　考
初年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
	他社購入電源費		
	他社販売電源料		
二年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
	他社購入電源費		
	他社販売電源料		
三年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
	他社購入電源費		
	他社販売電源料		
原価算定期間計	送配電関連費	16,488,830	
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
	他社購入電源費	2,144,998	
	他社販売電源料	▲616,247	

原価算定期間を、2023年4月から2026年３月までの３年として算定した。
法第17条の２第１項に規定する経済産業省令で定める期間内において
託送供給等に係る料金が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第19の２（第22条第３項関係）

特殊送配電非関連費明細表

（単位：千円）

項　　目	固　定　費	可　変　費
原子力廃止関連仮勘定償却費		
他社購入電源費	729,284	1,415,714
他社販売電源料	▲312,857	▲303,390
合　　計	416,427	1,112,324

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第20（第22条第５項）

特殊送配電関連費等計算表

（単位：千円）

		変　動　費
初年度	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	
二年度	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	
三年度	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	
原価算定期間計	特殊送配電関連費	16,488,830
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	138,360

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。
法第17条の２第１項に規定する経済産業省令で定める期間内において
託送供給等に係る料金が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。

様式第21（第22条第５項関係）

特殊原価等集計表

（単位：千円）

	変　動　費
特定需要	16,627,190

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第22（第22条第11項関係）

第１表

特殊変動費と料金収入の変動分の比較表

（単位：千円）

		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合　計	販売電力量（10^6kWh）	単　価（円/kWh）	想定料金収　入
初年度	特定需要									
二年度	特定需要									
三年度	特定需要									
原価算定期間計		84,224,214 （43,765）	197,515,771 （94,595）	14,776,605	137,925,719 （16,488,830）		434,442,309 （16,627,190）	11,349	38.28 （1.47）	434,411,039 （16,614,699）

（記載注意）

特定需要の（　　）内には、特殊変動費に係る費用等を内数として記載すること。

法第17条の２第１項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）の記載を省略することができる。

特定小売供給約款変更届出書

営　計　第15号
2026年９月28日

経済産業大臣　赤　澤　亮　正　殿

広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
代表取締役
社長執行役員　中川賢剛

平成26年改正法附則第16条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第４項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したので届け出ます。

変更の内容	別紙　電気特定小売供給約款のとおりであります。
実施期日	2026年11月１日

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第23条の規定に基づく添付書類

1　変更を必要とする理由

2　特定小売供給約款の変更の内容および新旧比較表

1　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、その他今日的な見直しを反映するため、特定小売供給約款を見直すことといたしました。

つきましては、平成26年改正法附則第16条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第４項の規定にもとづき、ここに特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

２　特定小売供給約款の変更の内容
および新旧比較表

特定小売供給約款の変更の内容

平成26年改正法附則第16条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第４項の規定にもとづき届け出る特定小売供給約款の変更につきましては、以下の見直しを行ないました。

・その他の今日的見直し

新 旧 比 較 表

電気特定小売供給約款（2025 年 4 月 1 日実施）	電気特定小売供給約款（2026 年 11 月 1 日実施）
附　　則 1　この供給約款の実施期日 この供給約款は，2025 年 4 月 1 日から実施いたします。	附　　則 1　この供給約款の実施期日 この供給約款は、2026~~5~~年 11~~4~~月 1 日から実施いたします。
5　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 （1）　30 分ごとに計量することができない計量器で計量する場合の使用電力量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに（5）および（6）の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。 イ　23（検針日）（2）の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 ロ　23（検針日）（6）の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ　23（検針日）（7）の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として前回の検針の結果の 1 月平均値によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 （2）　計量器の読みは、次によります。 イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ　乗率を有しない場合は、整数位までといたします。 ハ　乗率を有する場合は、最小位までといたします。 （3）　使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 （4）　当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 （5）　計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、（6）の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに（1）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 （6）　計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。 （7）　従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。 なお、この場合の料金の算定期間は、24（料金の算定期間）（2）に準ずるものといたします。また、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅し日割計算を行う場合の検針期間の日数は、別表 7（日割計算の基本算式）（3）に準ずるものといたします。 （8）　お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ　従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、（1）イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、（6）の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお、（7）の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ　その他の場合は、28（料金の支払義務および支払期日）に準ずるものといたします。	~~5　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置~~ ~~（1）　30 分ごとに計量することができない計量器で計量する場合の使用電力量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに（5）および（6）の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。~~ ~~イ　23（検針日）（2）の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。~~ ~~ロ　23（検針日）（6）の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。~~ ~~ハ　23（検針日）（7）の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として前回の検針の結果の 1 月平均値によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。~~ ~~（2）　計量器の読みは、次によります。~~ ~~イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。~~ ~~ロ　乗率を有しない場合は、整数位までといたします。~~ ~~ハ　乗率を有する場合は、最小位までといたします。~~ ~~（3）　使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。~~ ~~（4）　当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。~~ ~~（5）　計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、（6）の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに（1）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。~~ ~~（6）　計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~（7）　従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~なお、この場合の料金の算定期間は、24（料金の算定期間）（2）に準ずるものといたします。また、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅し日割計算を行う場合の検針期間の日数は、別表 7（日割計算の基本算式）（3）に準ずるものといたします。~~ ~~（8）　お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。~~ ~~イ　従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、（1）イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、（6）の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。~~ ~~なお、（7）の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。~~ ~~ロ　その他の場合は、28（料金の支払義務および支払期日）に準ずるものといたします。~~

電気特定小売供給約款（2025 年 4 月 1 日実施）	電気特定小売供給約款（2026 年 11 月 1 日実施）
６　災害救助法が適用された場合等の特別措置 2025 年４月１日以降に当社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から１年以内に、当社の供給区域内の地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され、当社の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）の需要場所に係る需給契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は次のとおりといたします。 なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、原則として、り災証明書等を提出していただきます。	５~~６~~　災害救助法が適用された場合等の特別措置 ~~2025 年４月１日以降に~~当社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から１年以内に、当社の供給区域内の地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され、当社の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）の需要場所に係る需給契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は次のとおりといたします。 なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、必要に応じて~~原則として~~、り災証明書等を提出していただきます。
	６　この供給約款の実施にともなう切替措置 この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および 27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別紙

電気特定小売供給約款

2026年11月１日実施

中国電力株式会社

電 気 特 定 小 売 供 給 約 款

目　次

Ⅰ　総　　則…… 1

1　適　　用…… 1
2　供給約款の届出および変更…… 1
3　定　　義…… 1
4　単位および端数処理…… 3
5　実　施　細　目…… 4

Ⅱ　契約の申込み…… 5

6　需給契約の申込み…… 5
7　需給契約の成立および契約期間…… 5
8　需　要　場　所…… 6
9　需給契約の単位…… 6
10　供 給 の 開 始…… 7
11　供 給 の 単 位…… 7
12　承 諾 の 限 界…… 7
13　需給契約書の作成…… 7

Ⅲ　契約種別および料金…… 9

14　契　約　種　別…… 9
15　定　額　電　灯…… 9
16　従　量　電　灯……12

17　臨　時　電　灯……16
18　公 衆 街 路 灯……21
19　低　圧　電　力……26
20　臨　時　電　力……30
21　農 事 用 電 力……32

Ⅳ　料金の算定および支払い……40

22　料金の適用開始の時期……40
23　検　　針　　日……40
24　料金の算定期間……41
25　使用電力量の算定……41
26　料 金 の 算 定……43
27　日　割　計　算……43
28　料金の支払義務および支払期日……44
29　料金その他の支払方法……45
30　延　滞　利　息……47
31　保　　証　　金……48

Ⅴ　使用および供給……50

32　適正契約の保持……50
33　力 率 の 保 持……50
34　需要場所への立入りによる業務の実施……50
35　供 給 の 停 止……51
36　供給停止の解除……52
37　供給停止期間中の料金……52

38　違　　約　　金……52
39　制限または中止……52
40　損害賠償の免責……53
41　設 備 の 賠 償……53

Ⅵ　契約の変更および終了……54

42　需給契約の変更……54
43　名 義 の 変 更……54
44　需給契約の廃止……54
45　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう
　　料金および工事費の精算……55
46　解　　約　　等……57
47　需給契約消滅後の債権債務関係……57

Ⅶ　供給方法、工事および工事費の負担……58

48　供給方法および工事……58
49　工事費負担金等の申受けおよび精算……58

附　　則……59

別　　表……67

Ⅰ　総　　則

1　適　　用

（1）　当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。

（2）　この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。

　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

2　供給約款の届出および変更

（1）　この供給約款は、電気事業法附則第18条第４項の規定および電気事業法附則第16条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第４項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。

（2）　当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気特定小売供給約款によります。

3　定　　義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

（1）　低　　圧

　標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

（2）　電　　灯

　白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

（３）　小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

（４）　動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

（５）　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

（６）　契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

（７）　契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

（８）　契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

（９）　夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

(10)　その他季

毎年４月１日から６月30日および毎年10月１日から翌年３月31日までの期間をいいます。

(11)　貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(12)　平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年１月１日から３月31日までの期間、２月１日から４月30日までの期間、３月１日から５月31日までの期

間、４月１日から６月30日までの期間、５月１日から７月31日までの期間、６月１日から８月31日までの期間、７月１日から９月30日までの期間、８月１日から10月31日までの期間、９月１日から11月30日までの期間、10月１日から12月31日までの期間、11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。

(13)　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。

４　単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

（１）　契約負荷設備の個々の容量の単位は、１ワットまたは１ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（２）　契約容量の単位は、１キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（３）　契約電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力、農事用電力Ａまたは農事用電力Ｂについては、19（低圧電力）（４）を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。また、農事用電力Ｃで契約負荷設備の総入力が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。

（４）　使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。

（５） 力率の単位は、１パーセントとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（６） 料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

５ 実 施 細 目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み

（1）　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

　契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備、蓄電池、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

（2）　契約負荷設備、契約容量および契約電力については、１年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、１年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

（3）　供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

（1）　需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

（2）　契約期間は、次によります。

イ　契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（４月１日から翌年３月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

ニ　お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の２第１項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第２条第１項第８号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

８　需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

９　需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、１需要場所について１契約種別を適用して、１需給契約を結びます。

（１）　１需要場所において、次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（（２）の場合は、２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの１契約種別、臨時電力、農事用電力

（２）　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの１契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

（３） 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき

10 供給の開始

（１） 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

（２） 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、１需給契約につき、１供給電気方式、１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とす

るときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

<table>
<tr><th>需　要　区　分</th><th colspan="2">契　約　種　別</th></tr>
<tr><td rowspan="8">電灯需要</td><td colspan="2">定　額　電　灯</td></tr>
<tr><td rowspan="2">従　量　電　灯</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="3">臨　時　電　灯</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公　衆　街　路　灯</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="5">電力需要</td><td colspan="2">低　圧　電　力</td></tr>
<tr><td colspan="2">臨　時　電　力</td></tr>
<tr><td rowspan="3">農　事　用　電　力</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td>C</td></tr>
</table>

15　定額電灯

（1）　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

（２）　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

（３）　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（４）　料　　金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は、１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	104円50銭

ロ　電灯料金

（イ）　電灯料金は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	120円29銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	219円00銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	416円53銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	614円02銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,009円02銭
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	504円58銭

（ロ）　ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ハ）　多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	390円98銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	697円25銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	348円62銭

16　従 量 電 灯

（１）　従量電灯Ａ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

（イ）　使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が６キロボルトアンペア未満であること。

（ロ）　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

（ハ）　定額電灯を適用できないこと。

ただし、１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、（イ）および（ハ）に該当し、かつ、（ロ）の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　最大需要容量

最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の

実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ　料　　金

料金は、その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の15キロワット時まで	983円37銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時につき	33円32銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	40円00銭
	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	42円12銭

ホ　そ の 他

当社は、最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることを判別す

るための装置を取り付けることがあります。

（２） 従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

（イ） 契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

（ロ） １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、（イ）に該当し、かつ、（ロ）の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

（イ）　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表４（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

（ロ）　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、（イ）にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表６（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ　料　　金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）

（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	476円18銭

（ロ）　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	30円63銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36円72銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	38円59銭

17　臨 時 電 灯

（１）　臨時電灯Ａ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたし

ます。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　料　　金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	12円37銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	24円77銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	24円77銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	247円67銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	247円67銭

ニ　そ の 他

（イ）　当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

（ロ）　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電灯Ａを適用いたします。

（ハ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

（２）　臨時電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

（イ）　最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であること。

（ロ）　臨時電灯Ａを適用できないこと。

ロ　料　　金

料金は、その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定さ

れた再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の15キロワット時まで	1,174円60銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	45円55銭

ハ　そ の 他

（イ）　当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

（ロ）　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電灯Ｂを適用いたします。

（ハ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Ａに準ずるものといたします。

（３）　臨時電灯Ｃ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルト

アンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　料　　金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	593円77銭

（ロ）　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	41円66銭

ハ　そ の 他

（イ）　当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

（ロ）　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電灯Ｃを適用いたします。

（ハ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

18　公衆街路灯

（１）　公衆街路灯Ａ

イ　適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ　料　　金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イ

によって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ）　需要家料金

需要家料金は、１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	99円00銭

（ロ）　電灯料金

a　電灯料金は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	115円07銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	211円30銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	403円88銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	596円42銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	981円52銭
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	490円76銭

b　ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみな

して電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ハ）　小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	375円58銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	674円15銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	337円07銭

ハ　そ の 他

（イ）　広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて１需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

（ロ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

（２）　公衆街路灯Ｂ

イ　適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いた

します。

（イ）　使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が６キロボルトアンペア未満であること。

（ロ）　公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　料　　金

料金は、その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	１契約につき最初の15キロワット時まで	951円47銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	32円04銭

ハ　そ の 他

（イ）　広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離し

て施設していただき、それぞれについて１需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

（ロ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Ａに準ずるものといたします。

（３） 公衆街路灯Ｃ

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。

ハ 料　　金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が

79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	437円68銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	29円72銭

ニ そ の 他

（イ） 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて１需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Ｃを適用することがあります。

（ロ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

19 低 圧 電 力

（１） 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ １需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）

と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（２）　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

（３）　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（４）　契約電力

イ　契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計に（ロ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表６（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、（ロ）の係数を乗じないものといたします。

（イ）　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

（ロ）　（イ）によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表６（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

（５）　料　　金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３

（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,228円07銭

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	27円20銭	25円91銭

ハ　そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

（６）　そ の 他

変圧器、発電設備、蓄電池等を介して、電灯または小型機器を使用するこ

とはできません。

20　臨 時 電 力

（１）　適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

（２）　契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

（３）　料　　金

契約電力が、５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ　定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調

整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契約電力１キロワット１日につき	314円64銭

ロ　従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は、１月につき19（低圧電力）（５）イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）（５）イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	31円77銭	30円29銭

（４） そ の 他

イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農事用電力

（１） 農事用電力Ａ（かんがい排水需要）

イ 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

ハ　料　　金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

（イ）　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、１年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の２月分とし、その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	919円89銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	23円01銭	22円08銭

ニ そ の 他

（イ） お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

（ロ） お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

（ハ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

（２） 農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

イ 適用範囲

農事用の脱穀調整のために動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 料 金

契約電力が、５キロワット以下の場合は定額制供給とし、５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

（イ）　定額制供給の場合

料金は、１年につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 契約使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
最初の30日まで	4,422円28銭	6,747円50銭	11,476円14銭	16,232円64銭	19,956円11銭	23,690円20銭
30日をこえる１日につき	58円01銭	98円79銭	208円30銭	315円68銭	430円62銭	542円33銭

（ロ）　従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）（５）イおよびロによって算定された金額（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものならびに別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、１年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の２月分とし、その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

ハ　そ の 他

（イ）　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

（ロ）　お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者

等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

（ハ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

（３） 農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）

イ 適用範囲

農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要で、契約電力が50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧200ボルトまたは交流単相２線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。

ニ 料　　金

契約電力が、５キロワット以下の場合は定額制供給とし、５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

（イ） 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格

が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	最初の30日まで	10,842円88銭
	30日をこえる１日につき	361円42銭

（ロ）　従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）（５）イおよびロによって算定された金額（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものならびに別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）

ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の１月分とし、その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

ホ　そ の 他

（イ）　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

（ロ）　お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

（ハ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

22　料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23　検　針　日

検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

（1）　検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。

（2）　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

（3）　当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、（1）にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

（4）　当該一般送配電事業者等は、次の場合には、（1）にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

（５）　（３）の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

（６）　（４）イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

（７）　（４）ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24　料金の算定期間

（１）　料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

（２）　定額制供給の場合または25（使用電力量の算定）（４）の場合の料金の算定期間は、（１）に準ずるものといたします。この場合、（１）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃの料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25　使用電力量の算定

（１）　使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、次の場合および（３）の場合を除き、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間

（需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

イ　23（検針日）（２）の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）（１）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ　23（検針日）（６）の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）（１）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ　23（検針日）（７）の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として前回の検針の結果の１月平均値によるものとし、次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）（１）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

（２）　当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

（３）　計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

（４）　従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なう

ことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

26　料金の算定

（１）　料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ　24（料金の算定期間）（１）の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、または下回るとき。

（２）　料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27　日 割 計 算

（１）　当社は、26（料金の算定）（１）イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ　基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表７（日割計算の基本算式）（１）イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表７（日割計算の基本算式）（１）ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂの料金適用上の電力量区分については、別表７（日割計算の基本算式）（１）ロにより日割計算をいたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表７（日割計算の基本算式）（１）ニにより算定いたします。

ニ　イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

（２）　26（料金の算定）（１）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）（１）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

（３）　当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28　料金の支払義務および支払期日

（１）　お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ　従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）（６）の場合の料金または25（使用電力量の算定）（１）イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の算定）（３）の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の算定）（４）の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ　定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃの場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ　29（料金その他の支払方法）（６）の場合は、当該支払期に属する最終

月のイまたはロによる日といたします。

ニ　需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ　農事用電力のお客さまの１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計（農事用電力Ａおよび従量制供給の農事用電力Ｂの場合は、基本料金の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（２）　お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

（３）　支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

（４）　公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、（３）にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29　料金その他の支払方法

（１）　料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、原則として、当社が指定した金融機関等を通じてイ、ロ、ハまたはニにより支払って

いただきます。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ニ　当社が請求情報および支払方法を電磁的方法を用いてお客さまに通知し、お客さまが通知された支払方法によって料金を支払われる場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

（２）　お客さまが料金を（１）イ、ロ、ハまたはニにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　（１）イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　（１）ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　（１）ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ニ　（１）ニにより支払われる場合は、お客さまが当社の通知した支払方法による支払い手続きを完了したとき。

（３）　当社は、（１）にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、（２）にかか

わらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

（４） 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（５） 23（検針日）（６）の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

（６） 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、（１）にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

（７） 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

（８） 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

（１） お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）（１）イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

（２） 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

（３） 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保 証 金

（１） 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

（イ） 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

（ロ） 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

（２） 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

（３） 当社は、保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。

なお、（４）により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらた

めて２年以内の預かり期間を設定いたします。

（４）　当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて（１）によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

（５）　当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ　利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ　利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

（６）　当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

Ⅴ　使用および供給

32　適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33　力率の保持

（1）　需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

（2）　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

34　需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

（1）　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

（2）　その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要

な業務

35　供給の停止

（１）　託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。

（２）　お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の５日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ　この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

（３）　お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ　公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ニ　低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ヘ　34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ト　お客さまがその他この供給約款に反した場合

36　供給停止の解除

35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

37　供給停止期間中の料金

35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯Ａおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

38　違　約　金

（１）　お客さまが35（供給の停止）（３）イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の３倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

（２）　（１）の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

（３）　不正に使用した期間が確認できない場合は、６月以内で当社が決定した期間といたします。

39　制限または中止

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、お客さまの電気の使用を制限し、または中止することがあります。この場合、当社は料金

の減額は行ないません。

40　損害賠償の免責

（1）　託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（2）　35（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または46（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（3）　漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

41　設備の賠償

（1）　お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

　　修理費

ロ　亡失または修理不可能の場合

　　帳簿価額と取替工費との合計額

（2）　お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

42　需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

43　名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

44　需給契約の廃止

（1）　お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

（2）　需給契約は、46（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

45　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

（１）　お客さま（定額電灯、従量電灯Ａ、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ハ　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契

約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ニ　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

（２）　（１）の場合で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等から工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

46　解　約　等

（１）　35（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

（２）　お客さまが、44（需給契約の廃止）（１）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

47　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法、工事および工事費の負担

48　供給方法および工事

（1）　電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

（2）　その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

49　工事費負担金等の申受けおよび精算

（1）　託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等から、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、お客さまから、その金額を原則として工事着手前に申し受けます。

（2）　お客さまが希望される場合または当社もしくは当該一般送配電事業者等が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、工事費負担金契約書を作成いたします。

（3）　当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

（4）　託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

（5）　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、託送約款等に定めるところにより、当社が当該一般送配電事業者等から費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

附　　則

附　　則

1　この供給約款の実施期日

この供給約款は、2026年11月１日から実施いたします。

2　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

（１）　従量電灯のお客さまで、共同住宅（１建物に２以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、１需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、（２）により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ　１建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　１建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

（２）　料金は、16（従量電灯）（１）ニおよび（２）ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Ａを適用したものとみなして、１月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

3　農事用電灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の供給約款附則３（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受け、電照栽培のための電灯を毎年、一定期間を限り、１月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

（１）　料　　金

料金は、定額電灯または従量電灯の該当料金（電気を使用する場合のもの

といたします。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いた金額の10パーセントを割増ししたものに、定額電灯または従量電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものを適用いたします。ただし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、定額電灯または従量電灯に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、定額電灯または従量電灯に準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、定額電灯または従量電灯に準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、定額電灯または従量電灯に準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（定額電灯に準ずる場合は、需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計の１月分とし、その１年の契約負荷設備の総容量が最も大きいときの契約負荷設備によって算定いたします。また、従量電灯に準ずる場合は、最低料金または基本料金の１月分とし、１年の契約容量の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

（２）　電気の供給を再開し、または休止した場合の料金は、27（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

（３）　１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（４）　９（需給契約の単位）（１）、24（料金の算定期間）（２）、28（料金の支払義務および支払期日）（１）ロ、29（料金その他の支払方法）（８）、別表２（燃料費調整）（１）ハ（ロ）および別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ハ（ロ）については、臨時電灯に準ずるものといたします。

（５）　35（供給の停止）（３）ハおよびホについては、農事用電力に準ずるものといたします。

（６）　そ の 他

イ　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、１月以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

ロ　お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ　その他の事項については、定額電灯または従量電灯に準ずるものといたします。

４　料金前払契約についての特別措置

（１）　適用範囲

定額電灯または公衆街路灯Ａとして電気の供給を受け、料金を口座振替により支払われ、かつ、お客さまが料金前払契約（以下「前払契約」といいます。）の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

（２）　契約の申込み

お客さまがこの前払契約の適用を希望される場合は、あらかじめこの前払契約を承認のうえ、当社が指定した様式により申込みをしていただきます。

（３）　契約の成立および契約期間

イ　前払契約は、その申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

ロ　契約期間は、次によります。

（イ）　契約期間は、前払契約が成立した日から、（４）に定める料金前払の

適用期間（以下「適用期間」といいます。）の末日までといたします。

（ロ） 契約期間満了に先だって前払契約の解約の申出がない場合は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

（４） 料金前払の適用期間

適用期間は、お客さまと当社との協議により定める月のお客さまの属する検針区域の検針日（以下「適用開始日」といいます。）から１年目の月の検針日の前日までといたします。

（５） 料　　金

イ 各月の料金は、定額電灯または公衆街路灯Ａによって算定された需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計から次の割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

１需給契約ごと１月につき	22円00銭

ロ 各月の料金の支払義務は、お客さまの属する検針区域の検針日に発生いたします。

（６） 前 払 額

当社は、適用開始日の翌日から起算して20日以内（以下「前払期間」といいます。）にイによって算定された前払額を申し受けます。

なお、前払期間の最終日（以下「前払期限日」といいます。）が日曜日または休日に該当する場合は、前払期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

イ 前払額は、需給契約ごとに次の金額といたします。

前払額＝（適用開始日における契約内容に応じて算定される１月の需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計－（５）イの割引額＋適用開始日における契約内容に応じて算定される１月の再生可能エネルギー発電促進賦課金）×12

ロ　当社は、前払額を各月の料金に順次充当いたします。

ハ　当社は、既に申し受けた前払額が適用期間における各月の料金の合計に対して著しく不足すると見込まれる場合には、当該適用期間満了に先だって、追加して前払額を申し受けます。

ニ　当社は、前払額について利息を付しません。

（7）　前払額の精算

イ　当社は、適用期間の末月に適用期間における各月の料金の合計と既に申し受けた前払額に差異が生じた場合には、その差額を精算いたします。

ロ　当社は、前払契約を解約する場合を除き、イにより発生した精算額を翌適用期間の前払額に加算または減算するものといたします。

（8）　解　　約

お客さまが前払契約の解約を希望される場合は、原則として、適用期間満了後に解約するものとし、適用期間中の解約はいたしません。ただし、次に該当する場合には、この前払契約を解約し、その旨をお客さまにお知らせいたします。

なお、この場合には、適用期間における各月の料金の合計と既に申し受けた前払額との差額をすみやかに精算いたします。

イ　前払期限日までに前払額を支払われない場合

ロ　この前払契約を適用している需給契約が廃止となった場合

ハ　その他特別な事情があり、当社が必要と認めた場合

5　災害救助法が適用された場合等の特別措置

当社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から１年以内に、当社の供給区域内の地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され、当社の

供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）の需要場所に係る需給契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、必要に応じて、り災証明書等を提出していただきます。

（１）　災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ１ヵ月延長いたします。

（２）　災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。

イ　定額電灯、従量電灯および低圧電力のお客さま

（イ）　割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯Ａについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金といたします。

ただし、26（料金の算定）（１）イ、ロまたはハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

（ロ）　割引率

（ハ）に定める割引日数１日ごとに４パーセントとし、料金の算定期

間ごとに100パーセントを上限といたします。

（ハ） 割引日数

割引日数は、料金の算定期間ごとに災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

ロ 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力のお客さま

イに準じて割引を行ない、料金を算定いたします。なお、１日あたりの料金を設定し、適用される場合は、１日あたりの料金を全額割引いたします。

（３） 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、49（工事費負担金等の申受けおよび精算）にかかわらず、工事費負担金等の申受けについては、託送約款等によるものといたします。

イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに需給契約の申込みを行なわれた場合で、かつ、その申込が災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約容量等をこえない場合

ロ 再建等のため、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに臨時電灯または臨時電力の需給契約の申込みを行なわれた場合

ハ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なわれた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合

（４） 災害により被害を受けた従量電灯Ｂ、臨時電灯Ｃ、公衆街路灯Ｃ、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）、農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、26（料金の算定）にかかわらず、災害

発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。

（５）　その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

６　この供給約款の実施にともなう切替措置

この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別　　表

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（1）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

（2）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

（3）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

（イ）　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ、臨時電力、農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

（ロ）　従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量に（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、１契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

（イ）　（ロ）の場合を除き、お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって

算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

（ロ）　定額制供給の場合は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、（イ）にいう検針日は、応当日といたします。

２　燃料費調整

（１）　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0406

β＝0.0992

$\gamma = 1.1994$

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（イ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$燃料費調整単価 = （80{,}300円 - 平均燃料価格） \times \frac{（2）の基準単価}{1{,}000}$$

（ロ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、120,500円以下の場合

$$燃料費調整単価 = （平均燃料価格 - 80{,}300円） \times \frac{（2）の基準単価}{1{,}000}$$

（ハ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が120,500円を上回る場合

平均燃料価格は、120,500円といたします。

$$燃料費調整単価 = （120{,}500円 - 80{,}300円） \times \frac{（2）の基準単価}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

（イ）　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（ロ）の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

（ロ）　定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、（イ）にいう検針日は、応当日といたします。

ニ　燃料費調整額

（イ）　定額制供給の場合

ａ　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

ｂ　臨時電灯Ａ、臨時電力、農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃ

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

（ロ）　従量制供給の場合

燃料費調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、１契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

（２）　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

（イ）　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	82銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	1円64銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	3円29銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	4円94銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	8円24銭6厘
	100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	4円12銭3厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	2円46銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	4円92銭6厘
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円46銭3厘

（ロ）　臨時電灯Ａ

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	1円32銭9厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	1円32銭9厘

（ハ）　臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	1円39銭7厘

（ニ）　農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
１日につき	34銭9厘	69銭9厘	1円39銭7厘	2円09銭4厘	2円79銭3厘	3円49銭1厘

（ホ）　農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	2円51銭5厘

ロ　従量制供給の場合

（イ）　従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	１契約につき最初の15キロワット時まで	3円18銭5厘
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	21銭2厘

（ロ）　（イ）以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

１キロワット時につき	21銭2厘

（３）　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、（１）イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格、１トン当たりの平均石炭価格および（１）ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

３　離島ユニバーサルサービス調整

（１）　離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平

均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（イ）　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (79{,}300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1{,}000}$$

（ロ）　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79{,}300\text{円}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1{,}000}$$

（ハ）　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119{,}000\text{円} - 79{,}300\text{円}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

（イ）　各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、（ロ）の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

（ロ）　定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、（イ）にいう検針日は、応当日といたします。

ニ　離島ユニバーサルサービス調整額

（イ）　定額制供給の場合

ａ　定額電灯および公衆街路灯Ａ

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

ｂ　臨時電灯Ａ、臨時電力、農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃ

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

（ロ）　従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、１契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

（２）　離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

（イ）　定額電灯および公衆街路灯Ａ

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	4厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	1銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	2銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	4銭3厘
	100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	2銭1厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	1銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	2銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1銭3厘

（ロ）　臨時電灯Ａ

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	7厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	7厘

（ハ）　臨時電力

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が１キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	8厘

（ニ）　農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

離島基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
１日につき	2厘	3厘	8厘	1銭1厘	1銭4厘	1銭8厘

（ホ）　農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が１キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	1銭3厘

ロ　従量制供給の場合

（イ）　従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ

離島基準単価は、次のとおりといたします。

最　低　料　金	１契約につき最初の15キロワット時まで	1銭7厘
電 力 量 料 金	上記をこえる１キロワット時につき	1厘

（ロ）　（イ）以外の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

１キロワット時につき	1厘

（３）　離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、（１）イの各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格、１トン当たりの平均石炭価格および（１）ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

４　契約負荷設備の総容量の算定

（１）　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

（イ）　住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1差込口につき　50ボルトアンペア

（ロ）　（イ）以外の場合

1差込口につき　100ボルトアンペア

（2）　契約負荷設備の容量を確認できない場合は、（1）ロに準じて算定いたします。

5　負荷設備の入力換算容量

（1）　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ　けい光灯

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">換　　算　　容　　量</td></tr>
<tr><td>入力（ボルトアンペア）</td><td>入力（ワット）</td></tr>
<tr><td>高力率型</td><td>管灯の定格消費電力(ワット)
×150パーセント</td><td rowspan="2">管灯の定格消費電力(ワット)
×125パーセント</td></tr>
<tr><td>低力率型</td><td>管灯の定格消費電力(ワット)
×200パーセント</td></tr>
</table>

ロ　ネオン管灯

2次電圧(ボルト)	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管　の　長　さ（ミリメートル）	換　算　容　量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
999以下	40	40
1,149　〃	60	60
1,556　〃	70	70
1,759　〃	80	80
2,368　〃	100	100

ニ　水 銀 灯

出　　力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60　〃	80	170	70
80　〃	100	190	90
100　〃	150	200	130
125　〃	160	290	145
200　〃	250	400	230
250　〃	300	500	270
300　〃	350	550	325
400　〃	500	750	435
700　〃	800	1,200	735
1,000　〃	1,200	1,750	1,005

（２）　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

（イ）　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

（ロ）　出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出　　力 （ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	－	160	出力（ワット） ×133.0 パーセント
45　〃	－	180	
65　〃	－	230	
100　〃	250	350	
200　〃	400	550	
400　〃	600	850	
550　〃	900	1,200	
750　〃	1,000	1,400	

ロ　３相誘導電動機

換 算 容 量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）　　× 93.3パーセント 出力（キロワット）　×125.0パーセント

（３）　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量(入力)（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過30ミリアンペア以下	1.5
		30 〃 50 〃	2
		50 〃 100 〃	3
		100 〃 200 〃	4
		200 〃 300 〃	5
		300 〃 500 〃	7.5
		500 〃 1,000 〃	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	6
		300 〃 500 〃	8
		500 〃 1,000 〃	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置		コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下	2
		1.5 〃 3 〃	3

（4） 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{最大定格1次入力（キロボルトアンペア）} \times 70\text{パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{実測した1次入力（キロボルトアンペア）} \times 70\text{パーセント}$$

（5） そ の 他

イ （1）、（2）、（3）および（4）によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）（２）ニ（ロ）または19（低圧電力）（４）ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

（1） 供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1{,}000}$$

なお、交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

（2） 供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1{,}000}$$

7 日割計算の基本算式

（1） 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ　基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）（１）ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$$

といたします。

ロ　従量電灯、臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

（イ）　従量電灯Ａ

$$\text{最低料金適用電力量} = 15\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 105\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第１段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第２段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

（ロ）　従量電灯Ｂ

$$第１段階料金適用電力量 = 120キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

なお、第１段階料金適用電力量とは、最初の 120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$第２段階料金適用電力量 = 180キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

なお、第２段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

（ハ）　臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ

$$最低料金適用電力量 = 15キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

（ニ）　（イ）、（ロ）または（ハ）によって算定された最低料金適用電力量、第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ホ）　26（料金の算定）（1）ハに該当する場合は、（イ）、（ロ）および（ハ）の

$$\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}は、\frac{日割計算対象日数}{暦　日　数}$$

といたします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

（イ）　26（料金の算定）（１）イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（ロ）　26（料金の算定）（１）ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

（イ）　26（料金の算定）（１）イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（ロ）　26（料金の算定）（１）ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

（２）　電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（１）イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

（３）　定額制供給の場合または25（使用電力量の算定）（４）の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの（１）イおよびロにいう検針期間の日数は、（２）に準ずるものといたします。この場合、（２）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（４）　電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（１）イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

（５）　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、（１）イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。